

○文部科学省告示第六十五号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第二百二十九条の規定に基づき、平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間における特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十六号）の特例を次のように定め、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月二十七日

文部科学大臣 下村 博文

1 総則

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで（以下「平成27年度から平成29年度まで」という。）の小学部及び平成27年4月1日から平成31年3月31日まで（以下「平成27年度から平成30年度まで」という。）の中学部の教育課程の編成に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成21年文部科学省告示第36号）第1章の規定にかかわらず、その全部又は一部について特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の一部を改正する告示（平成27年文部科学省告示第62号）による改正後の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（以下「改正後の小学部・中学部学習指導要領」という。）第1章の規定によることができる。

2 道徳

平成27年度から平成29年度までの小学部及び平成27年度から平成30年度までの中学部の道徳の指導に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第3章の規定並びに同章によって準ずることとしている小学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第27号）第3章及び中学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第28号）第3章の規定にかかわらず、その全部又は一部について、改正後の小学部・中学部学習指導要領第3章の規定並びに同章によって準ずることとしている小学校学習指導要領の一部を改正する告示（平成27年文部科学省告示第60号）による改正後の小学校学習指導要領第3章及び中学校学習指導要領の一部を改正する告示（平成27年文部科学省告示第61号）による改正後の中学校学習指導要領第3章の規定によることができる。

3 自立活動

平成27年度から平成29年度までの小学部及び平成27年度から平成30年度までの中学部の自立活動の指導に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章の規定にかかわらず、改正後の小学部・中学部学習指導要領第7章の規定によることができる。